

## 川場村移住応援ウェブサイト構築・運用及び移住プロモーション事業（「おかえりなさい川場プロジェクト」）仕様書

この仕様書は、川場村が実施する川場村移住応援ウェブサイト構築・運用及び移住プロモーション事業（「おかえりなさい川場プロジェクト」）に関して、川場村が事業者（以下「受託者」という。）に対し委託する業務の概要や仕様を明らかにし、具体的な指針を示すものである。

### 1. 業務名

川場村移住応援ウェブサイト構築・運用及び移住プロモーション事業（「おかえりなさい川場プロジェクト」）

### 2. 業務目的

本業務はウェブサイト等のデジタルを用いて、本村の暮らし・子育て・仕事・住まい・公的支援等の移住に関する総合的な情報発信の機能を有した移住向け情報発信サイトを構築することで、若者及び子育て世代の本村へのUIJターンや定住を促進することを目的とする。併せて、本事業の効果をより高めるため、本村の魅力を広報発信するとともに、移住促進のための新たなプロモーション又はイベントを企画・実施する。

### 3. 契約期間

契約締結日から令和6年3月17日まで

### 4. 契約上限額

5,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※金額は本業務の内容の実施に係るすべての費用を含む。

### 5. 委託業務の内容

#### (1) 基本的な考え方

本業務は以下に掲げる業務内容を基本とし、本村へのUIJターンや定住を促進するため、民間事業者の知識・技術力・経験・実績及びコスト意識等を取り入れた事業を企画・実施するものとする。

#### (2) ターゲット等

本業務において設定しているターゲットは次のとおりとする。

##### ①メインターゲット

- ・本村出身で現在村外に生活拠点を置く20代～40代の若者及びファミリー層

##### ②サブターゲット

- ・利根沼田出身者、又は在住している20代～40代までの若者及びファミリー層
- ・現在、川場村に居住し、これから結婚や家族を作る20代～40代の若者
- ・首都圏に住む潜在的移住希望者（20代～40代までの若者及びファミリー層に限る。）
- ・その他、実施するコンテンツに応じては、観光人口を含む幅広い関係人口も含むものとする。

#### (3) 業務内容

本業務はウェブサイト等のデジタルを用いて、本村の暮らし・子育て・仕事・住まい・公的支援等の移住に関する総合的な情報発信の機能を有した移住向け情報発信サイトを構築することで、本村へのUIJターンや定住の促進を図る。併せて、本事業の効果をより高めるため、本村の魅力を広報発信するとともに、移住促進のための新たなプロモーション又はイベントを企画・実施する。

#### (4) 業務項目

##### ①川場村移住応援ウェブサイト構築・運用業務

- ・本村の暮らし、子育て・仕事・住まい・公的支援等の移住に関する総合的な情報発信の機能を有した移住向け情報発信サイトを企画提案の上、構築し運用すること。なお、掲載するコンテンツは、受託者の提案に加え、本村との協議により決定するものとする。
- ・構築するウェブサイトは、パソコン（windows10以上、MacOS最新版）並びに各スマートフォンで閲覧できるものとする。
- ・ウェブサイト構築にあたっての必要なサイトデザイン・バーナーデザイン・テキスト等は受託者が制作すること。
- ・ウェブサイト構築にあたっての必要な素材は、受託者が撮影または、本村が所有する写真を提供するほか、本村が紹介する村内施設等を通じて取得すること。
- ・ウェブサイト構築・運用にあたっての必要な経費は、すべて本業務の委託料に含むものとする。

##### ②川場村の魅力発信業務

- ・川場村の有する自然・文化・人物等の魅力を川場村移住応援ウェブサイトにて発信すること。
- ・川場村の魅力発信にあたっての必要な素材は、受託者が撮影または、本村が所有する写真を提供するほか、本村が紹介する村内施設等を通じて取得すること。

##### ③移住促進のための新たなプロモーション又はイベントの企画・実施業務

- ・ターゲットに訴求し、本村の移住促進を図るための新たなプロモーション又はイベントを一つ以上、企画し実施すること。なお、プロモーション又はイベント運営はすべて受託者が行うものとする。

##### ④自由提案

- ・委託金額の範囲内において、広告配信やその他、本事業の効果を加速、若しくは本村のイメージアップや認知度向上につながる独自の取り組みなどがあれば提案すること。
- ・なお、広告配信を行う場合は、すべての手配は受託者が行い、本村公式 Instagram や YouTube チャンネルを積極的に活用すること。

#### 6. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。

#### 7. 成果物

- ・業務実績報告書 紙媒体及び電子媒体（DVD-ROM等）
- ・制作物一式のデータ等を収めた電子媒体（DVD-ROM等）

#### 8. 納品場所

川場村役場むらづくり振興課企画観光係

〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地 2390-2 TEL：0278-52-2111

#### 9. 留意事項

- (1) 本業務は、原則として、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本村の承諾を得たときは、この限りではない。
- (2) 本業務に係る成果品に関する全ての権利は、村に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うこと。
- (3) 受託者の瑕疵担保責任期間は契約満了日から1年とし、成果物に不具合等が発覚した場合は速やかに無

償で是正すること。

- (4) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とすること。
- (5) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする

#### 10. その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定すること。

#### 【問合せ先】

川場村役場 むらづくり振興課（企画観光係）

〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地 2390-2

電話番号：0278-52-2111

FAX：0278-52-2333

メールアドレス：kankou@vill.kawaba.gunma.jp